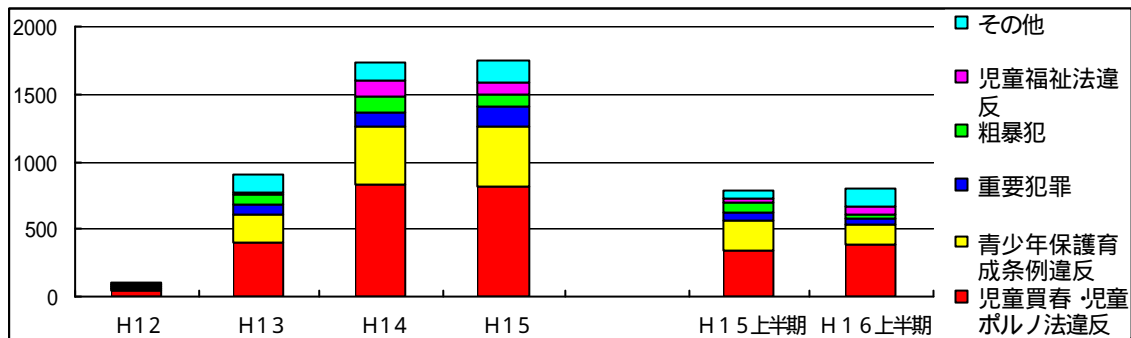


## 平成16年上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

### 1 出会い系サイトに関係した事件の検挙数

平成16年上半期中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は785件であり、去年同期(781件)と比べて4件増加した。



(件)

犯罪種別	H12	H13	H14	H15	H16	
					上半期	上半期
児童買春・児童ポルノ法違反	41	387	813	810	338	371
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	216	163
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	15	73	100	137	63	44
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	7	66	128	108	68	31
児童福祉法違反	1	16	117	82	28	60
その他	20	125	138	158	68	116
計	104	888	1,731	1,743	781	785

「その他」の中には、窃盗(29件)、詐欺(27件)、売春防止法違反(16件)等を含む。

### 2 主な特徴

児童買春・児童ポルノ法違反のうち児童買春は371件(全体の約47%)で、前年同期と比べて45件と大幅に増加。

その他、児童福祉法違反、窃盗、詐欺等が増加。

殺人、強盗、強姦等の重要犯罪は44件で、前年同期と比べて19件減少。

出会い系サイトへのアクセス手段は、携帯電話が761件(約97%)。

被害者625人のうち、18歳未満の児童が503人(約80%)を占める。

### 3 出会いサイト規制法違反の検挙件数等

法第6条(平成15年9月13日施行)違反(不正誘引)

- ・ 平成16年上半期における検挙件数は15件。
- ・ 15件の中には、法第6条第2号違反の児童の検挙2件を含む。

法第10条(平成15年12月1日施行)に係る是正命令

- ・ 施行後、命令は発せられていないが、法第7条又は第8条の措置義務に違反していると認められる事業者(41サイト)に対し、警告を行った。

## 出会い系サイトに関係した事件検挙事例

### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者ら5名は、携帯電話の出会い系サイトに性交相手を求める内容を書き込み、同サイトに応じた女子高校生2名が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金3万円の対償を供与する約束をして児童買春をした。（平成16年1月・山形）

### 【売春防止法違反】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性に対し、言葉巧みに男性の相手となるように契約したうえ、その女性を支配下に置き売春をさせた。  
（平成16年2月・島根）

### 【窃盗】

被疑者（女性）は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った男性とホテルに入り、同男が入浴中に財布と携帯電話を窃取した。  
（平成16年3月・埼玉）

### 【出会い系サイト規制法違反】

被疑者（女性・児童）は、携帯電話を利用し、出会い系サイトの掲示板に「5万でわたしの処女買ってもらえませんか。私は中3の女の子です。」等と書き込み性交等の相手となるよう誘引した。  
（平成16年3月・神奈川）

### 【青少年保護育成条例違反】

被疑者（女性）は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った高校生が18歳に満たないことを知りながら同高校生と性交した。  
（平成16年3月・宮城）

### 【詐欺】

被疑者らは、女性になりすまして既存の出会い系サイトにメールを送り付け、応答してきた男性顧客から携帯電話番号を聞き出した後、ネットサービスを名乗り、同顧客にサイト利用料、延滞料などを請求し、指定した銀行口座に現金を振り込ませて騙取した。  
（平成16年3月・山形）

### 【逮捕監禁・強姦・強盗】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性を車内に逮捕監禁して強姦し、さらに現金を奪った。  
（平成16年4月・北海道）

### 【詐欺】

被疑者（女性）ら2名は、パソコンでインターネットの見合いサイトで知り合った男性から、「結婚するにはお金が必要」と偽って現金を騙し取った。

（平成16年5月・兵庫）

### 【脅迫・放火】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性との別れ話を発端として、同女に嫌がらせの手紙を送りつけて脅迫し、また同女使用の乗用車に放火をした。

（平成16年5月・熊本）

### 【名誉毀損】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性から一方的に別れを告げられたことに腹を立て、自己のホームページ上に同女の顔や裸体写真を掲載する等、同女の名誉を毀損した。

（平成16年6月・和歌山）

### 【殺人】

被疑者（女性）は、インターネットの出会い系サイトで知り合った男と共謀し、自分の夫を鈍器様のもので殴打して殺害した。

（平成16年6月・神奈川）

### 【児童福祉法違反】

被疑者2名は共謀のうえ、女子高校生を甘言を用いるなどして巧みに騙し、携帯電話の出会い系サイトを利用して客を見つけ、同女に売春行為をさせた。

（平成16年6月・岐阜）

### 【ストーカー行為等の規制等に関する法律違反】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性に交際を断られたことから、好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、被害者の携帯電話に約200回にわたり電子メールを送信してストーカー行為を行った。

（平成16年6月・宮城）

出会い系サイトに関係した事件の検挙数の推移

罪 名	年	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5		H 1 6上半期	
						上半期		増減
児童買春・児童買春		4 0	3 7 9	7 8 7	7 9 1	326	3 7 1	+45
児童ポルノ法違反	児童ポルノ	1	8	2 6	1 9	12	0	-12
青少年保護育成条例違反		2 0	2 2 1	4 3 5	4 4 8	216	1 6 3	-53
重 要 犯 罪	殺 人	1	6	6	4	2	2	0
	強 盗	2	1 0	2 4	3 7	19	1 1	- 8
	放 火	0	0	0	0	0	1	+ 1
	強 姦	8	4 4	5 3	7 2	33	2 6	- 7
	略取誘拐	1	3	3	6	4	0	- 4
	強制わいせつ	3	1 0	1 4	1 8	5	4	- 1
		1 5	7 3	1 0 0	1 3 7	63	4 4	-19
粗 暴 犯 罪	暴 行	1	3	3	4	3	1	- 2
	傷 害	0	1 3	1 8	1 2	9	4	- 5
	脅 迫	2	1 6	2 4	1 2	6	1	- 5
	恐 喝	4	3 4	8 3	8 0	50	2 5	-25
		7	6 6	1 2 8	1 0 8	68	3 1	-37
児童福祉法		1	1 6	1 1 7	8 2	28	6 0	+32
そ の 他	窃 盗	0	2 3	3 9	3 9	19	2 9	+10
	詐 欺	1	2 6	2 5	3 2	16	2 7	+11
	出会い系サイト規制法	-	-	-	5	-	1 5	-
	そ の 他	1 9	7 6	7 4	8 2	33	4 5	+12
		2 0	1 2 5	1 3 8	1 5 8	68	1 1 6	+48
合 計		1 0 4	8 8 8	1,731	1,743	781	7 8 5	+ 4

対象は、インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等のいわゆる出会い系サイトが関係した事件として警察庁に報告のあったもの。

## 【携帯電話・パソコン別】

(件)

年 区分	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5		H 1 6
					上半期	上半期
携帯電話	59(57%)	714(80%)	1,672(97%)	1,659(95%)	751(96%)	761(97%)
パソコン	45(43%)	174(20%)	59(3%)	84(5%)	30(4%)	24(3%)
計	104	888	1,731	1,743	781	785

## 【被害者の年齢・性別】

(人)

年 区分	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5		H 1 6
					上半期	上半期
被害者数	1 0 2	7 5 7	1, 5 1 7	1, 5 1 0	6 5 3	6 2 5
児童	71(70%)	584(77%)	1,273(84%)	1,278(85%)	530(81%)	503(80%)
う女性	68[96%]	574[98%]	1,255[99%]	1,262[99%]	523[99%]	496[99%]
18歳以上	31(30%)	173(23%)	244(16%)	232(15%)	123(19%)	122(20%)
う女性	28[90%]	125[72%]	143[59%]	133[57%]	60[49%]	65[53%]

「児童」とは、18歳未満の者をいう。

( )は、「被害者数」に対する割合、[ ]は、「児童」及び「18歳以上」の各年齢層に占める割合。

## 【被害者のうち小学生・中学生・高校生の数】

(人)

	小学生	中学生	高校生	計
計	1	182	226	409
女性	1	182	221	404
男性	0	0	5	5

「高校生」には、児童ではない者(18歳)を含む。